

あなたの時間外勤務状況を記録してみましょう!

*公務員は、労基法33条3項により「公務のために臨時の必要がある場合」は、36協定なしでも超勤を命ずることができるとされていますが、実際には通常の業務でもこの規定が利用されています。（中略）



お疲れ様です！

仕事が時間内に終わらない…

それは、あなたのせいでは
ありません!!

「がんばっているのに、どうしても時間内に仕事が終わらず、残業になってしまふ」「時間内は窓口対応で終わってしまい、事務処理は閉庁してからやるしかない」こんな悲鳴があがっています。

それは、自分の力が足りないせいだと思っていませんか？

自治体の正規職員は、1999年から約50万人も減らされています。一方、仕事は複雑・増大化しています。あなたの苦労の理由は、必要な人員が保障されていないところにあります。人員増や業務内容の精査を求めましょう。自己責任だからと黙っていては、職場は変わりません。



超勤を申請しよう

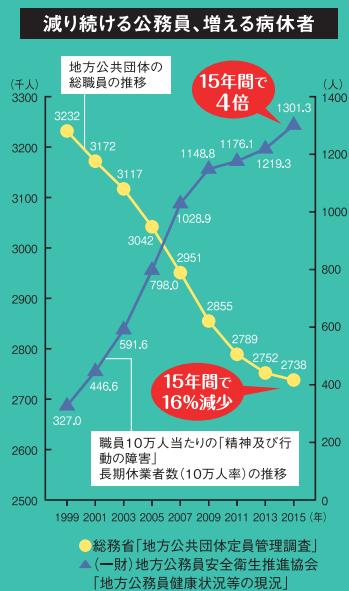
今、超勤縮減というかけ声だけが大きくなり、ますます申請しづらくなつたという声もあります。しかし申請しなければ、職場に人が足りないことが自治体当局に認識されません。不払いの超勤手当を支給させる運動がすすみはじめています。「必要だから、時間外であってもやっている仕事です」と、誇りをもつて申請しましょう。



労働組合は、あなたを守ります

自治労連は今、労働者の健康を守り良い仕事をするために、長時間労働をなくし働きやすい職場にする運動にとりくんでいます。

労働組合には、職場の要求を集めて使用主と交渉できる力があります。あなたの声を労働組合にお寄せください。まだ加入していない方は、ぜひ加入してください。



日本自治体労働組合総連合

Tel.03-5978-3580 Fax.03-5978-3588
URL <http://www.jichiroen.or.jp>
E-mail info@jichiroen.or.jp



労働基準法は、地方公務員にも適用されます

労基法の8時間労働の原則や、それを超えた場合の超過勤務手当の支払い義務は、自治体の職場でも民間と同じように適用されます。

8時間を超える労働を課す場合は、災害対応など特殊な場合を除き、法で定められた職種(現業・保育・病院・水道など)では、使用者は労働者の代表と協定を締結する義務があります。(36協定)協定の内容も当然、労働者の健康を確保できる範囲(告示の目安では、月45時間年

360時間)であることが求められます。

それ以外の職種(事務など)でも36協定締結は可能です。一方こういった職種では、労働基準法33条3項で「公務のための臨時の必要」がある場合のみ超過勤務を命ずることができるとなっていますが、実際には恒常的業務でも無制限な残業が蔓延しています。協定を結び歯止めをかけることや不払いの根絶が喫緊の課題ですが、そのためには一人一人が声をあげることが必要です。



安倍「働き方改革推進法案」はNO!

2018通常国会に、「働き方改革推進法案」上程が狙われています。その内容は、①時間外労働の上限規制と言ながら、休日

労働を含めた上限を単月100時間未満、2~6か月の各平均で80時間未満、年間960時間までとする過労死レベル容認 ②時間外労働規制の枠外労働者を作り出す高度プロフェッショナル制度や、「裁量労働」の対象拡大などトンデモナイもの。成立を許せば職場の労働条件改善にも悪影響が…



学習・署名に
とりくみましょう



知っていますか？ 労働時間のガイドライン

厚生労働省は、2017年1月「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」を策定・通知しました。

あなたの職場状況や働き方をこれに照らして、チェックしてみましょう！

使用者には労働時間を適正に把握する責務があります！

- 使用者自らによる記録・現認や、タイムカード等の記録による把握が基本ですが、やむをえず労働者の自己申告による場合でも、それにより「把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること」が義務付けられています。
- 超勤申請時間数の上限を設ける等、適正な自己申告を阻害してはならないとされています。



労働時間とは、使用者の明示または黙示の指示により業務に従事している時間のことです。

たとえば、次のような時間も、労働時間に該当します。

- 1 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清算等)を事業場内において行った時間
- 2 いわゆる「待ち時間」
- 3 参加が業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間



健康を守るために毎日7時間以上の睡眠、11時間以上の勤務間インターバルが必要です

全労連のアンケート調査結果では、3人に1人が睡眠時間5時間以下でした。あなたの通勤時間や食事・入浴等の時間と7時間の睡眠を引いて逆算した、超過勤務時間の限度は？